

平成14年11月15日

報道機関各位

「営業譲渡に関する基本合意書」締結について

東京都千代田区有楽町一丁目12-1  
株式会社 日本承継銀行  
代表取締役社長 田中 紘一

当行は、本日、北陸銀行、北國銀行、富山第一銀行、金沢信用金庫、能登信用金庫（以下、「受皿金融機関」という）及び石川銀行との間で、石川銀行の営業を、当行を経由して受皿金融機関へ譲渡することについて基本的な合意に達しました。当行は、預金保険法に基づき、金融庁長官より確認された資産を石川銀行から譲受け、全額保護された預金等と共に、同日付けで受皿金融機関へ再承継することになります。

今後、当行は、譲渡条件や営業譲渡日等について協議を進め、出来る限り早期に営業譲渡契約を締結できるよう努力してまいります。石川銀行の営業の早期かつ円滑な受皿金融機関への譲渡の実現に向けて、よろしくご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上